

平成28年7月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年7月26日〔火曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

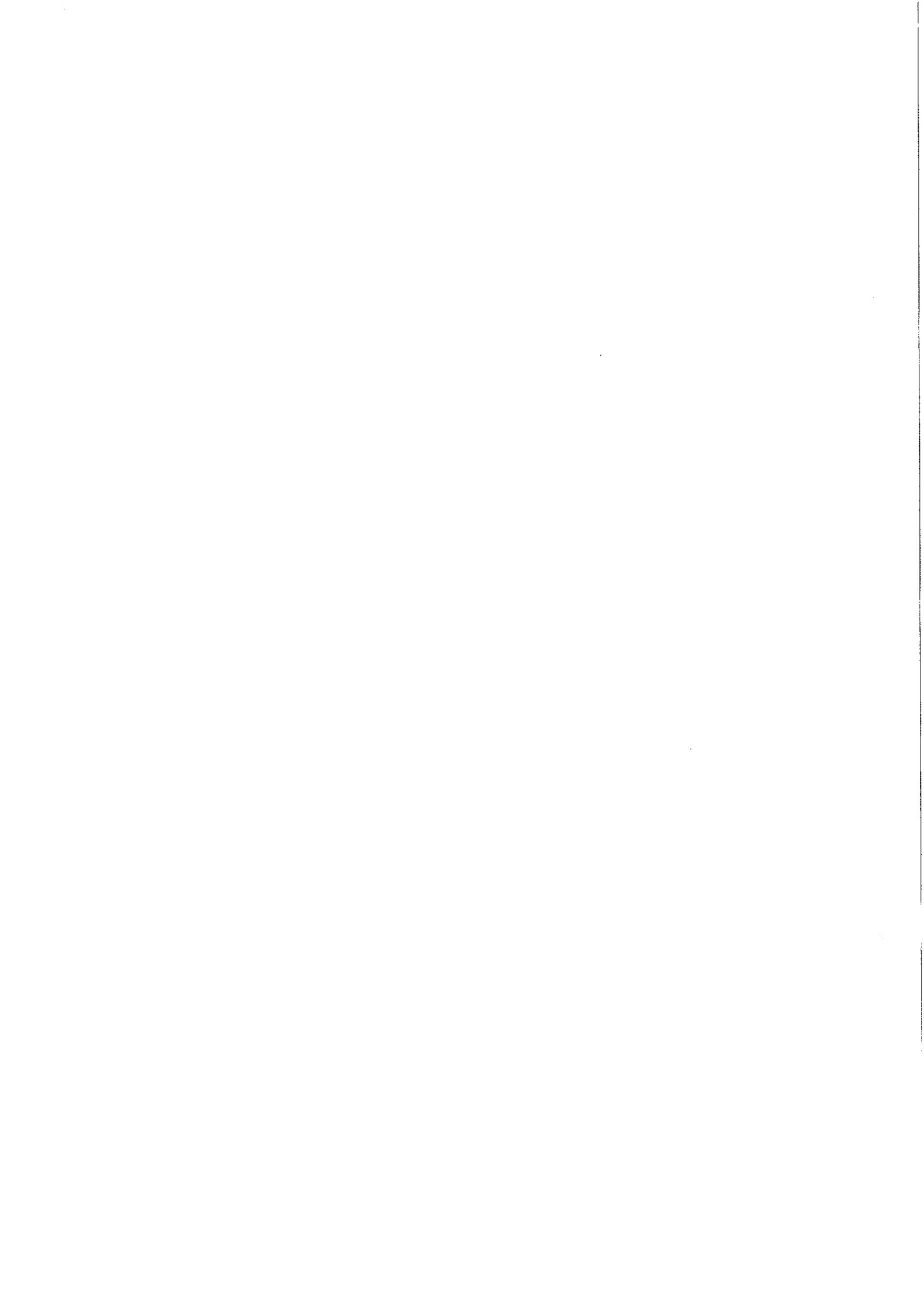
会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	小倉 伸一
//	2番	橋口 好文
//	3番	瀬川 寅夫
//	5番	石寺 政和
//	6番	岩本 延男
//	7番	浦口 幸夫
//	9番	日高 仙三
//	10番	中村 正幸
//	11番	河本アツミ
//	12番	南 重徳
//	13番	古田 洋美
//	14番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 あっせんについて
議案第3号 荒廃農地の非農地の判断について
議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



○局長

定刻になりましたので、7月の定例総会を開会いたします。

それでは、会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

おはようございます。

本日は、忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

梅雨が明け、いよいよ本格的な猛暑の季節がやってきました。

現在、稲刈りほか、暑い中での農作業が続いておりますけれども、皆さん体調管理には十分気をつけて働いていただきたいと思います。

さて、現在、農地利用状況調査を実施していただいておりますけれども、農地を守るという観点のもと、再生可能か非農地にするべきかなどの判断が、かなり難しいケースも出てきております。

そこで、農業委員会としまして、意思の統一を図っておくことが重要となりますので、今後の意向調査につなげるためにも、本日、合同の農地パトロールを計画をし、統一の見解を図りながら調査を進めてまいりたいと思います。

判断がバラバラでは困りますので、皆さん忙しいと思っておりますけれども、会議が終わった後に計画をしておりますのでよろしくお願いします。

○議長

それでは、ただいまから7月の定例総会を開催いたします。

始めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名を行います。

議事録署名委員には14番 白河委員と2番 橋口委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

まず始めに資料の訂正をお願いいたします。

3番の申請の土地の所在地番についてであります。現和と書いてありますけれども、こちらは国上の誤りでありますので、国上に訂正をお願いいたします。

失礼いたしました。

それでは、資料1ページです。今月は所有権移転3件の申請がありました。

1番です。上西横山地区です。

台帳現況地目畑の1筆で、面積2,323平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。現和西俣地区です。

台帳現況地目田の1筆で、面積1,266平米を贈与により所有権移転するものです。

3番です。国上湊地区です。

台帳地目畑、現況地目山林の1筆で面積814平米を売買により所有権移転するものです。許可後に山林を開き、隣接する譲受人の農地と一枚にして利用する計画であるというので、3条申請を行っております。

以上、本件1番から3番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から報告がありました。

続きまして担当委員の報告をお願いいたします。

まず整理番号1番について、私が担当になっておりますので報告をしたいと思います。

○4番委員

この土地は譲渡人が不在地主ですけれども、24日に現地を確認をいたしました。

2年ぐらい前まである法人が借りていたということですが、それ以降はちよつと荒れておりまして、人を頼んで耕うんだけをしていたとのことでした。

現在、雑草が目立ち始めておりますけれども、充分畑です。

譲渡人のほうは、鹿児島在住のため電話で確認をいたしました。

ここに書いてありますように、対価それと条件等も申請どおり間違いのないことを確認いたしております。

後ほど審議をよろしく申し上げます。以上です。

○10番委員

10番です。番号2について説明します。

親から子に対する贈与です。

20日の夕方6時30分過ぎに、譲受人と現地の田んぼにて確認をしました。

米を植えています。

譲受人は他にも、からいもやでん粉いもを耕作しております。

会社勤めで、19年前より、土曜、日曜はもちろん平日も仕事が終わってから西俣の畑に来て頑張っている方です。

譲渡人とは、自宅の方のお父さんに確認をとりました。

申請書どおり間違いのないと思います。以上です。

○14番委員

14番です。3番について説明いたします。

譲渡人、譲受人双方、現地調査をした結果、間違いありませんでした。

譲渡人は、会社員で埼玉県に在住してはるんですけど、母親が 80 歳ぐらいで、まだ元気に働いてる人です。

譲受人は、農協を退職して、新規就農者であります。

そして、この土地は、台帳は畑で、現況は山林となっておりますが、荒らして除草剤をかけ園芸用ネットも何もかもそのままにしている状況です。

譲受人の父親が、一枚畑にするという事でした。

ここは局長と平原さんとも一緒に回ったわけですけども、見た感じの対価では高くないかなと思ったんですけども、双方が承諾したとのことでした。審議のほう、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ただいま議案第 1 号について、事務局並びに担当委員のほうから説明がありました。

議案第 1 号について質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

はい、それでは無いようですので採決をいたします。

議案第 1 号の 1 番から 3 番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の 1 番から 3 番について、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 2 号「あっせんについて」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第 2 号「あっせんについて」を説明いたします。資料は 2 ページです。

今月のあっせん申出は「売りたい」の申し出が一件、あっせん調書が 2 件でした。

2 ページ上段「売りたい」の申し出です。場所は住吉深川地区の田 1 筆、面積 1,057 平米です。現在、不耕作で荒れている状況です。

あっせん委員は 3 番 瀬川委員と 1 番 小倉委員にお願いいたします。

2 ページ下段「売りたい」の調書です。平成 28 年 3 月総会にあっせん申出があり、平成 28 年 4 月総会で承認を受けた案件です。

あっせん委員の日高委員、古田委員お疲れさまでした。

3 ページ「貸したい」の調書です。平成 28 年 5 月総会にあっせん申出があり、後ほどの議案第 4 号で審議をする案件です。

あっせん委員の石寺委員、橋口委員お疲れさまでした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

今月は「売りたい」の申し出が 1 件と「あっせん調書」が 2 件ありました。

これに対して皆さんから何か質疑があったら挙手でお願いします。

無いようですのであつせん委員になられた方はよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第3号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「荒廃農地の非農地の判断について」です。

資料は4ページから12ページです。

今月は151筆、合計面積143,119平米を提案させていただいております。

担当委員の報告では何番から何番まで現況地目は何であるかをご報告ください。以上です。

○議長

はい、ただいま説明のあつたとおりです。順次、調査委員の報告をお願いします。

○1番委員

はい、1番です。1から5まで山林、6から9まで原野、10番から最後の20番まで山林です。

○2番委員

はい、2番です。21から29まで原野です。以上です。

○3番委員

はい、3番です。30から33までが原野、それから35から残り60まで全部山林です。

○4番委員

それでは、私の方から、まず、61から82まで原野です。

83から88までが山林、89、90が原野、91が山林、92から97まで原野です。

98、99が山林、100から103までが原野、104から107が山林、108から112までが原野、113が山林、114、115が原野、116、117が山林、118から120が原野、121から123が山林、124が原野、125が山林、126が原野、127、128が山林、129から131までが原野、132から134までが山林、135が原野です。以上です。

○5番委員

はい、5番です。136が山林、137が原野、138、139が山林です。以上です。

○7番委員

7番です。140から142が山林です。

○9番委員

はい、9番です。143は原野です。以上です。

○10番委員

10番です。144から146が山林です。

○12番委員

12番です。147、148が山林です。

○14 番委員

はい、14 番です。149、150 が山林、151 が原野です。以上です。

○議長

はい。ただいま、事務局並びに担当委員のほうから説明がありました。

これについて、何か質問のある方は挙手でお願いします。

(異議なし) はい、異議なしの声がありました。

○議長

無いようですので、今、報告のあったとおり承認する方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第 3 号については、委員の報告のとおり非農地として承認し、所有者に非農地通知を発送いたします。

続いて議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第 4 号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権の設定説明いたします。1 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。期間が平成 28 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日の 3 年間、地目畑、面積 2,873 平米、内、更新分 0 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が平成 28 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日の 5 年間、地目畑、面積 5,060 平米、内、更新分 0 平米、利用権の設定をする者 3 人、受ける者 2 人です。

3 段目です。期間が平成 28 年 8 月 1 日から平成 38 年 7 月 31 日の 10 年間、地目畑、面積 2,259 平米、内、更新分 0 平米、利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

内訳については、1 の 2 ページを、詳細については 1 の 3 ページから 1 の 9 ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。平成 28 年 8 月 1 日に所有権を移転するものです。

地目畑、面積 559 平米、地目原野、面積 125 平米、合計面積 684 平米、所有権を移転する者 2 人、受ける者 2 人です。

内訳については、2 の 2 ページを、詳細については、2 の 3 ページから 2 の 7 ページをご覧ください。

なお、この番号 2 について、現況地目は原野となっておりますが、所有権移転後に隣接する譲受人の農地と一緒に一枚にして耕作するというので、今回の農用地利用集積計画に上がっているものであります。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

資料の字名に誤りがあつた分と面積に誤りがあつたことから、総括表等の面積にも変更が生じているため、本日お配りしている差し替え後の資料をご覧ください。

3の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成28年9月1日から平成38年8月31日の10年間、地目田、面積5,933平米、地目畑、面積61,209平米、合計面積67,142平米、内、更新分0平米、利用権の設定する者7人、受ける者1人です。

内訳については、3の2ページを、詳細については3の3ページから3の9ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから説明がありました。始めに、利用権の設定について審議いたします。

なお、2番と3番については、13番委員が利用権の設定を受ける法人の構成員となっております。

また、5番については14番委員が利用権の設定を受ける者となっております。

このことについて、農業委員会法第31条の議事参与の制限に該当するというところで3分割して審議をいたします。

まず始めに、1番、4番を審議しますので、順次、担当委員の説明を願います。

○2番委員

はい、2番です。

整理番号1について説明します。

譲渡人、譲受人、電話で確認をいたしました。

現地には7月15日に現地確認にまいりまして、利用権の設定を受ける方は酪農家でございます、畑は牧草を作付しておりました。間違いございません。以上です。

○5番委員

5番です。4番について説明いたします。

借人と22日、現地調査を行いました。貸人と借人は親戚にあたります。

貸人は千葉県在住でございます。貸人とは電話で確認をとっております。

借人は、安納いもを中心に栽培する認定農家でございます。台帳は3筆ですが、現況は1枚となっております。新規の10年契約です。以上です。

○議長

これについて、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

無いようですので、採決をいたします。

「利用権の設定」1番、4番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。
はい、ありがとうございます。

次は、「利用権の設定」整理番号2番と3番につきまして審議をいたします。

審議の間、13番委員の退席をお願いいたします。

はい、それでは、整理番号2番と3番について審議をいたします。

担当委員の説明をお願いします。

○5番委員

番号2番、3番について説明いたします。3番は、先ほどのあっせん物件でございます。23日、借人と現地調査を行いました。貸人は、2番、3番とも高齢で後継者のいない方でございます。

借人は、さとうきび生産法人の方でございます。さとうきびの夏植えを行いたいとのことでございます。いずれも、新規5年の契約です。

2番は台帳2筆ですが、現況1枚、3番は台帳4筆ですが、現況1枚となっております。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについて質疑のある方は挙手をお願いします。

(異議なし) はい、異議なしの声がありました。それでは採決をいたします。

「利用権設定」2番、3番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、先ほどの1番、4番を含めて2番3番についても、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

ここで、13番委員の入室を許可します。

それでは、次に、整理番号5番について担当委員の説明をお願いします。

審議の間、14番委員の退席をお願いします。

○8番委員

8番です。整理番号5番について説明します。

現地は、国上字平庭の2筆になっていますが、現況は1枚で、さとうきびの跡がちょっと荒れ気味だったところを、堆肥を撒いて、今、プラウですき返している状態でした。

24日に、借人のほうに出向きまして、現地を確認と同時に聞き取りを行いました。

貸人は、今、福岡の娘さんのところに行っているということで、古田に嫁いでいる娘さんに電話で確認をしました。申請通り間違いありません。よろしくをお願いします。

○議長

はい、それでは、整理番号5番について何か質疑のある方は挙手をお願いします。

(異議なし) はい、異議なしの声がありました。

それでは採決をいたします。「利用権の設定」整理番号5番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

それでは全員の賛成ですので、「利用権の設定」整理番号5番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

ここで、14番委員の入室を許可します。

それでは、続きまして所有権の移転、整理番号1番から2番につきまして審議をいたします。

整理番号1番から2番につきまして、担当委員の報告をお願いします。

○9番委員

はい、9番です。整理番号1につきまして調査の報告をいたします。

24日に、所有権の移転を受ける者の立ち会いのもと現地調査を行いました。

この申請農地は、所有権の移転を受ける者の牧草畑に隣接をしている農地でありまして、お互い移転する者と話し合いの結果、相手方の要望もありまして、今回、所有権の移転ということで申請をしたところです。

お互い確認いたしました申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○10番委員

10番です。番号2について説明いたします。

所有権の移転を受ける方とは20日、夕方5時30分ごろに、現地の畑で確認をとりました。畑は、ススキとかの雑草で非常に荒れています。

隣が移転を受ける方のいも畑でありまして、家も近所の方で、たった一畝に機械を持ってくるのも大変なので受ける方に作ってくれということで同意をさせていただいて、そのあとは一緒の畑にするということでした。

移転をする方とは、夕方電話で確認をとりました。申請どおり間違いのないと思います。以上です。

○議長

はい、これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○2番委員

ちょっと、待ってください。

これは、移転後、すぐ耕作するという事ですか。移転が完了したらということですか。

○10番委員

はい、この受ける方は、荒れているので手続きが終われば、すぐに手を入れたいということです。トラクターを持っているので、すぐできると思います。

草払い機で払って、あとを耕せば大丈夫です。

○2番委員

はい、わかりました。

○議長

(異議なし) はい、意義なしの声がありました。

それでは採決をいたします。

「所有権の移転」1番から2番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、「所有権の移転」1番から2番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長


続きまして、利用権の設定農地中間管理事業分の1番から7番について審議を行います。


これは、先ほど説明がありました。これについて質疑のある方は挙手をお願いします。はい、無いようですので、それでは採決をいたします。

利用権の設定農地中間管理事業分、1番から7番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、利用権の設定農地中間管理事業分、1番から7番につきまして、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

会 長 鵜田峰生 

14 番委員 白河澄雄 

2 番委員 橋口好文 